

事務連絡
令和2年4月14日

各事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が通知され、これまでの取扱い（第1報から第3報）に加えて、新たな取扱いが追加されました。

本市においても、当該通知による対応を基本といたしますので、これに基づき適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本市においては、当該通知に基づき、通所サービス（就労系を含む）やグループホーム、障害者支援施設において、職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがあり、利用人数の制限や臨時休業を実施した場合に、事業所職員の居宅訪問等による健康管理や相談支援等を行うなど、できる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象にすることとしていますが、以下の点についてご留意ください。

1 支援内容の留意点

事前に利用者の合意を得た上で、基準上の配置である従業員が、少なくとも次の事項の支援を提供し、支援時間・支援内容・支援評価・担当者等を、サービス提供記録として必ず記録をしておくこと。（複数日実施する場合は、適切な計画に基づくこと）

- ・利用者の健康管理等による状況把握
- ・日常生活や在宅生活における助言
- ・利用者への相談支援、情報提供（家庭で行える本人支援や課題提供等）

なお、これらについては特例的な支援であるため、「①支援理由は新型コロナウイルス感染症の感染予防であること」、「②サービス提供にあたっては、原則として通常提供されている日数（契約支給量）を超えないこと」にご留意ください。

また、こうした健康管理や相談支援等、本市が認める同等サービスを提供した場

合には、通常どおりの利用者負担が発生することから、あらかじめ利用者に対して、丁寧な説明を行うことにもご留意ください。

2 市への報告

在宅支援を実施する場合は、必ず事前に、法人指導課の事業所指定の担当（6489-6750）に連絡してください。また、臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する届出及び報告書の提出については、北・南部障害者支援課の指示に従ってください。

なお、届出等の書式については、近日中に通知させていただきます。

3 報酬請求時の留意点

サービス提供実績記録票の備考欄に「在宅基本報酬」と記載してください。支援内容等の記録については、必要に応じて提出を依頼する場合があります。

以 上

【問い合わせ先】

(指定に関すること) 法人指導課指定・指導担当 TEL 06 - 6489 - 6750

(請求に関すること) 障害福祉課請求・認定担当 TEL 06 - 6489 - 6750

(支給決定に関すること) 北部障害者支援課 TEL 06 - 4950 - 0374

南部障害者支援課 TEL 06 - 6415 - 6246